

別紙

「栄養関係功労者表彰実施要領」

1 趣旨

栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な地区組織等については他の模範とするため厚生労働大臣表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

2 表彰の区分

別添1 「栄養関係功労者厚生労働大臣表彰区分」のとおりとする。

3 表彰の日時及び場所

功労者の区分別日時及び場所を決定し別途通知する。

4 推薦基準

別添2 「推薦基準」による。ただし、春秋叙勲による勲章受章者、保健、公衆衛生関係事業功労により褒章条例による褒章受賞者又は厚生労働大臣表彰を受けた者(団体)は除く。

5 推薦書様式

別添3 「提出書類」による。

6 提出期日

別途通知する日までとする。

7 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県知事又は関係団体の長からの推薦により、あらかじめ厚生労働省に設けられた選考委員の審査を経て決定する。

別添1

「栄養関係功労者厚生労働大臣表彰区分」

区分	推薦者	推薦人員	表彰の種別
1 栄養改善事業 功労者	都道府県知事 又は関係団体の長	原則として、 各区分1名	厚生労働大臣表彰
2 栄養士養成 功労者			
3 栄養指導業務 功労者			
4 特定給食施設	都道府県知事	原則として1組織	
5 食生活改善事業 功労者		原則として1名	
6 地区組織		原則として1組織	
7 調理師制度 功労者	都道府県知事 又は関係団体の長	原則として、 各区分1名	
8 調理師養成 功労者			
9 調理業務 功労者			

なお、政令指定都市又は中核市を有する道府県及び東京都における推薦人員については、原則として個人2名以内及び組織2組織以内とする。

また、全国規模で組織化された関係団体の長が推薦する場合は、個人3名以内とする。

別添2

「推薦基準」

1 栄養改善事業功労者

次の（1）又は（2）に該当する者

- (1) 栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があつたと認められる者で、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの。
- ア 栄養関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。
- イ 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。
- (2) 栄養に関する有益な研究、考査を行い、事業の発展に特に顕著な功績があつたと認められる者。

2 栄養士養成功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、その活動に特に顕著な功績があつたと認められるもの。

- (1) 現に栄養士、管理栄養士養成施設の設置者（法人にあってはその代表者）、施設長又は教職員であること。
- (2) 功績に係る従事年数が10年以上（教職員にあっては15年以上）で年齢が50歳以上であること。
- (3) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

3 栄養指導業務功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、その活動に特に顕著な功績を有すると認められるもの。

- (1) 栄養士として、常に第一線に在って、現に実際の栄養指導業務を担当している者であること。
- (2) 功績に係る従事年数が20年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (3) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

4 特定給食施設

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、他の模範とすべき特定給食施設（国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く。）であること。

- (1) 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設であって栄養改善のための効果が顕著であること。
- (2) 合理的な給食管理組織が確立されており円滑な運営がなされていること。
- (3) 喫食者の栄養指導がよく行われていること。
- (4) 喫食者中心の給食への配慮が行われていること。
- (5) 給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。
- (6) 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。
- (7) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

5 食生活改善事業功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、食生活の改善活動を積極的に推進し、特に顕著な功績があったと認められるもの。

- (1) 食生活改善関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (2) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

6 地区組織

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、他の模範とすべき地区組織であること。

- (1) 地区住民の健康を保持増進するため、積極的に不合理な食生活及び食習慣の改善活動を推進して顕著な成果をあげていること。
- (2) 10年以上継続して地区の食生活改善運動を実施していること。
- (3) 地区住民が積極的に参加している自主的な実践活動を通じて住民の食生活改善向上及び健康増進に顕著な貢献をしていること。
- (4) 実践活動に創意工夫がなされており、模範的な地区活動を通じて近隣地区に対しても良い影響を与えていていること。

(5)原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

7 調理師制度功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、その活動に特に顕著な功績を有すると認められるもの。

- (1) 地域の調理師の資質向上のための活動を推進していること。
- (2) 組織活動を通じ調理師制度の発展向上に寄与していること。
- (3) 調理師関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (4) 原則として都道府県知事又は、これに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

8 調理師養成功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、その活動に特に顕著な功績を有すると認められるもの。

- (1) 現に調理師養成施設の設立者（法人にあってはその代表者）、施設長又は教職員であること。
- (2) 功績に係る従事年数が10年以上（教職員については15年以上）で、年齢が50歳以上であること。
- (3) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

9 調理業務功労者

当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当し、その活動に特に顕著な功績を有すると認められるもの。

- (1) 調理師として、常に第一線に在って、現に実際の調理業務に従事していること。
- (2) 調理の現場において、指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上のための活動を推進していること。
- (3) 功績に係る従事年数が20年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (4) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

別添3

「提出書類」

1 推薦者の具申書

2 総括表

3 推薦調書等

区分	推薦調書	履歴書等	部数
1 栄養改善事業 功労者	様式 1－1	様式 1－2	各1部
2 栄養士養成 功労者			
3 栄養指導業務 功労者	様式 2		
4 特定給食施設	様式 3－1	様式 3－2	
5 食生活改善事業 功労者	様式 1－1	様式 1－2	
6 地区組織	様式 4－1－A 様式 4－1－B	様式 4－2	
7 調理師制度 功労者	様式 1－1	様式 1－2	
8 調理師養成 功労者			
9 調理業務 功労者	様式 2		

4 その他

選考に際し、参考となる資料（リーフレット・パンフレット・写真集等）及び功績に係る細部の説明書等

總括表)

(元号) 年度厚生労働大臣表彰(区分)候補者一覧

日 月 年 切り

様式3-1

特定給食施設推薦調書

		都道府県		
		推薦順位		
(1) 施設名 フリガナ	(2) 継続年数			
(3) 推薦理由				
(4) 表彰歴	主体	年月日	内容及び事由	
			春秋叙勲による勳章受章者、褒賞受章者又は厚生労働大臣表彰	
(5) 行政処分の有無	年月日	根拠法令及び事由		
(6) 給食改善の概要	給食業務の合理化	組織体制		
		作業管理		
		施設設備		
	喫食者の栄養指導			
	喫食者中心の給食への配慮			
	給食改善のための調査研究			
(7) 食品衛生監視成績	年度	年度	年度	年度
	※評価基準:			
(8) その他参考事項				

(様式 3－2)

特定給食施設の概要

(年 4 月 1 日現在)

フリガナ (1) 給食施設の名称 (法人名から記載すること)						
(2) 所在地						
(3) 施設設置者 (法人の場合は代表者氏名)	職・氏名					
	住所					
(4) 施設管理者 役職名 氏名	役職名					
	氏名					
(5) 給食施設の概況	給食開始年月日					
	給食の継続年数					
	給食の種類 (工場、病院、福祉施設等)					
	経営形態 (直営／委託)					
	給食回数					
	提供食数	朝	昼	夕	その他	合計
	栄養指導の実施状況					
	1 食当たりの食材料費 (定食・常食等の平均金額)	朝	昼	夕	その他	合計
給食従事者数	管理栄養士	栄養士		調理師		
(6) 給食業務改善に つながる取組	栄養管理					
	衛生管理					
	危機管理					
	作業管理					
	組織体制					
	施設・設備					

(注) 1. 施設の設置者が法人の場合には、定款又は寄附行為等を添付すること。

2. 給食組織の機構図を添付すること。
3. 参考資料として、給食施設見取図又は写真を添付すること。
4. A4 一票におさめて記入すること。(行・列の幅は変更可)

